

知財を活用したイノベーション促進のための具体的方策について

産業構造審議会 第14回知的財産政策部会

平成22年5月12日

特 許 庁

知的財産政策の今後の方向性(全体イメージ)

目的： イノベーションは今後の我が国の成長・競争力の鍵。成長・競争力強化はイノベーションが特許等で守られ、活用されてこそ実現可能。この観点から、知的財産制度についても不断の見直しが不可欠。

課題①「特許活用の促進」： 製品の高度化・複雑化とオープンイノベーションが進展。特許数が千以上の製品も出現する中で、技術や研究開発のための時間を買う企業間の連携が活発化。特許の活用が容易で予見可能性の高い基盤の構築が必要。

課題②「国際的な制度調和」： グローバリゼーションの進展で、アジア等海外市場を押さえる企業の動きが活発化。海外における権利の早期取得、国際的な制度調和、アジア諸国等の知財インフラ作りへの国際協力のニーズが増大。

課題③「中小企業等幅広いユーザーの利便性向上」： 各国の制度間競争も激しくなる中、ユーザーの利便性の低い制度を持つ国は、内外の企業を引きつける力を低下させるおそれがある。イノベーションの一翼を担う中小企業や大学にとっても大きな負担。

①「特許活用の促進」に向けた取組

- 特許流通事業の抜本的強化
 - －地方自治体との一体的支援
 - －海外とのマッチング支援 等

- ライセンス制度の利便性向上
(ライセンスについて、登録せずに特許権の譲受人等に対抗できる制度等の検討)
- 迅速・効率的で予見可能な紛争処理
(侵害訴訟の蒸し返しの防止、裁判官の技術的判断の支援等)
- 差止請求権の在り方の検討

②「国際的な制度調和」に向けた取組

- 特許審査ハイウェイ (PPH) の戦略的拡大
- アジア諸国、新興国における知的財産基盤の底上げに向けた人材育成、IT化支援等
- 模倣品対策への継続的取組

法制面の主な検討項目

- 手続面の国際調和
(権利者のミスによる失効の救済等)

③「中小企業等幅広いユーザーを支援する知財制度の利便性向上」に向けた取組

- 地元密着型ワンストップサービスを通じたきめ細かい支援
- 中小企業の海外知財展開支援
- 大学発の革新的技術を事業化に結び付ける専門家による支援

- 大学・研究者等にも容易な出願手続
- 手続面の国際調和 (再掲)
- 無権原者の出願 (冒認出願) に関する救済措置

④特許料金の見直し



- ✓ 中小企業等幅広いユーザーを支援する
知財制度の利便性向上、特許の活用促進
- ✓ 特許料金の見直し
- ✓ 国際的な制度調和

①-1:ワンストップサービスによる中小企業支援 「課題解決型相談・コンサルティング事業」によるワンストップ機能の基盤構築

- 中小企業の知財マインドの向上には、地元に着し、中小企業が抱える悩みにきめ細かく対応するワンストップサービスを展開することが重要。
- 平成22年度は、中小企業の持つ知的財産権に関する悩み・課題について、その場で相談に応じるとともに、個々の案件に応じて必要な知財専門家(弁理士等)を中小企業に派遣する方法で解決を図る「課題解決型相談・コンサルティング事業」を中心としてワンストップ機能の基盤構築を実施。

平成22年度 課題解決型相談・コンサルティング事業

平成22年度事業のポイント

- ・ワンストップサービスを提供する拠点を設置
- ・専門コーディネータの配置による専門的な相談対応
- ・専門家チームとのタイアップによるきめ細かい対応の実施
など支援機能を強化

即対応可能な取組みの実施

- ・相談窓口専用ダイヤルの設置
全国共通の専用ダイヤル『0570-082100』を設け利便性の向上を図る。
(※専用ダイヤルにかけると最寄りの窓口へ自動転送される)
- ・知財専門家が属する人材ネットワークの活用
「弁理士Navi」…事務所所在地や専門分野等から検索可能
「弁護士知財ネット」…知財に関する業務に対応可能な者を登録
「知財支援人材DB」…大企業知財部OB等の支援人材を登録
→これらを相互にリンクさせ有機的に活用し細かな支援。
- ・金融機関窓口を通じた事業の周知
中小企業に幅広く周知するため金融機関窓口で事業案内パンフレットを配布

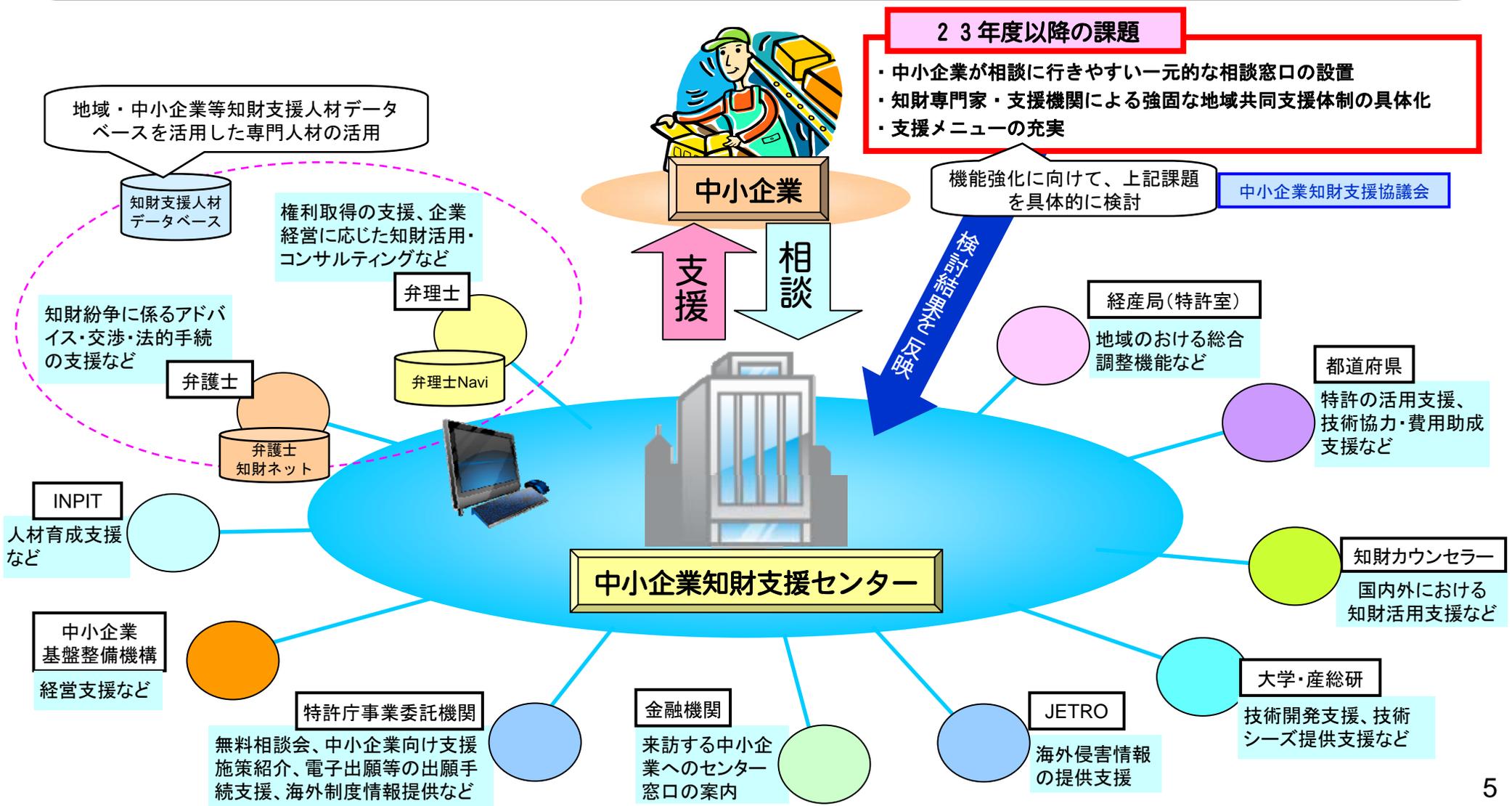
知財専門家
・弁理士
・弁護士
・流通AD
・情報AD
等



相談窓口

①-2: ワンストップサービスによる中小企業支援 今後の方向性: 地域サービス拠点「中小企業知財支援センター」の整備

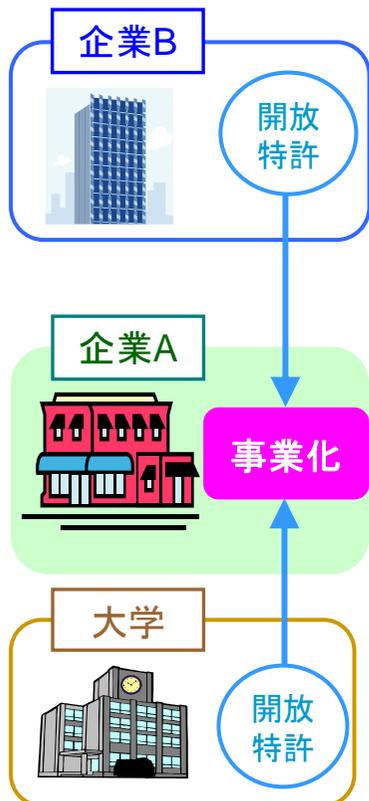
平成23年度以降、中小企業の知財活用支援の中核として、都道府県ごとに中小企業の知財の相談を一元的に受け入れる「**中小企業知財支援センター**」を設置し、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供することにより、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援する。



②: 知財活用ネットワークを通じた中小企業等の知財活用支援 研究開発から事業展開までの一貫した支援体制

- 平成9年から開始された特許流通促進事業は、特許情報の活用と開放特許流通の促進、さらには自治体内の専門人材育成において一定の成果が得られたことから事業を廃止する。
- 一方、製品の高度化、複雑化といった知的財産をとりまく環境が変化する中、中小企業等の知的財産を活用した事業化というニーズに対応する必要がある。
- 研究開発から事業展開、海外展開までを一貫して支援する体制とともに、都道府県とも連携し、全国を網羅した知財活用ネットワークを通じた中小企業等への支援体制が必要。

従来：開放特許の流通促進
【平成22年度末で廃止】



研究開発から事業展開までのステージ

研究開発
ステージ
(基礎)

研究開発
ステージ
(応用)

事業化
プラン策定
ステージ

事業展開
ステージ

海外展開
ステージ

今後：各ステージで知財を活用した事業化促進



知財活用の専門人材

知財カウンセラー

※新規支援人材

- ③明細書骨子の構築支援
(弁理士資格保有者のみ)
各企業が有しているシーズを効果的に権利化するための、明細書骨子の構築支援
- ④事業化プランの策定支援
各企業が有している知財権から事業化プランの構築、提案を行うことによる事業化プランの策定支援



自治体流通コーディネーター

各都道府県の特許流通の専門人材

- ⑤関係機関を仲介
金融機関、販売先等の関係者に対して、知財権の側面から事業の優位性を説明し仲介を行う支援
知財活用ネットワークを通じて関係機関を紹介・仲介する支援

- ①研究テーマの選定支援
知財情報を基にした研究開発テーマの選定支援
- ②研究開発段階における事業化戦略の策定支援
特許情報に加え、ノウハウ、意匠、商標情報なども含めた総合的な知財情報を基にした研究開発段階における事業化戦略の策定支援
特許に加え、ノウハウ、意匠、商標なども含む多面的な権利保護を提案し、知財の価値向上を図る支援

■ ⑥知財活用ネットワークを活用した
事業化プランの策定支援

全国にある複数の知財権から事業化プランの構築、提案を行うことによる事業化プランの策定支援



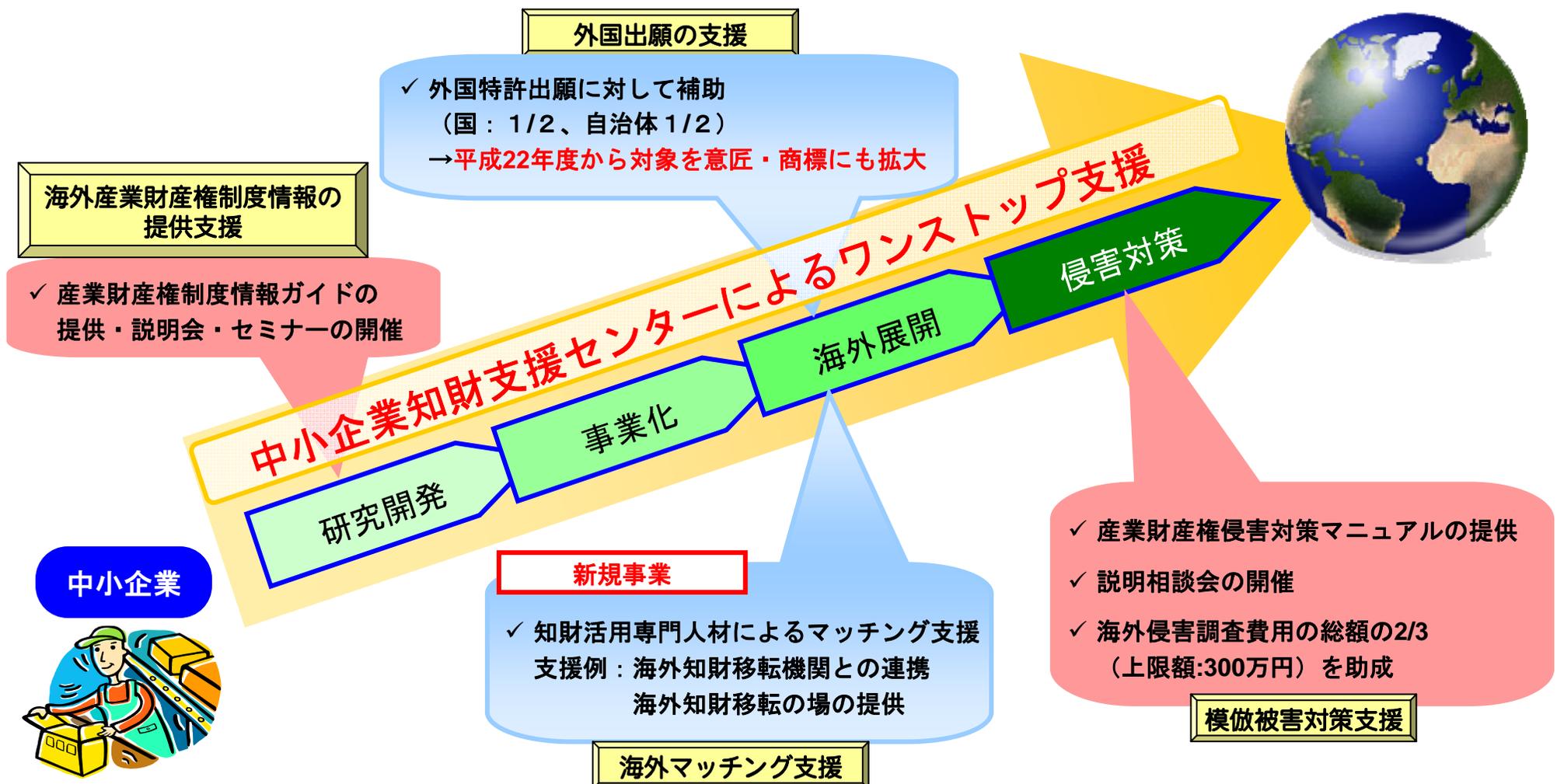
中央において各地域の
知財活用を支援する専門人材

統括知財カウンセラー ※新規支援人材

- ⑦海外展開支援
海外知財情報等の提供や権利譲渡・ライセンスを希望者に対するマッチング支援

③: 中小企業の海外知財展開支援

- 中小企業の海外展開においては、研究開発から海外展開、侵害対策までの一貫した支援が必要。
- 中小企業知財支援センターによるワンストップサービスを通じて、中小企業の事業段階に応じて海外支援策・海外専門支援人材による海外展開支援を実施。
- 外国出願の補助の対象を意匠出願・商標出願にも拡大。



④-1: 大学間のネットワークを活用した知財活用支援 大学等の知財活動における課題と今後の方向性

- 主要な大学等における知財管理・活用体制の整備は進んだが、出口・活用を意識した知財活動（知財情報を活用した研究戦略の策定、知財ポートフォリオの構築など）ができていない結果、企業が事業化する際に必要な強い特許（群）が取得できていない。
- 知的財産の管理活用体制を今後整備する予定の大学が多数あり*、大学で生まれた画期的な研究成果を確実に捕捉する体制が十分に整備できておらず、知財活動に取り組む大学の裾野を拡大していくことが必要。

* 文科省の調査によると、平成21年4月1日現在で170の大学等が体制整備を今後予定している。

既存支援事業

大学

- 大学知的財産本部整備事業（文科省）：
大学等における知財の取得・管理・活用を実施する体制整備を支援（H15FY- H19FY）
- 大学等産学官連携自立化促進プログラム**（文科省）：
大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を支援（H20FY- 現在）
- 大学知的財産アドバイザー派遣事業（特許庁）：
中小規模大学の知財管理体制構築を専門家派遣を通じて支援（H14FY- 現在）等

** H20,21FYは「産学官連携戦略展開事業」として実施

TLO（技術移転機関）

- 創造的産学連携体制整備事業（経産省）：
TLO等の産学連携活動を支援（H20FY- 現在）
- 特許流通アドバイザー派遣事業（特許庁）：
特許流通専門家を派遣（H10FY- 現在）等

今後の支援事業

- 出口・活用を意識した知財活動の推進
- 知財活動の裾野拡大

企業に魅力的な特許（群）の形成

革新的な研究成果に対し、研究初期から集中的に支援

出口・活用を意識した戦略的な知財活動を支援

裾野拡大による
技術シーズの充実

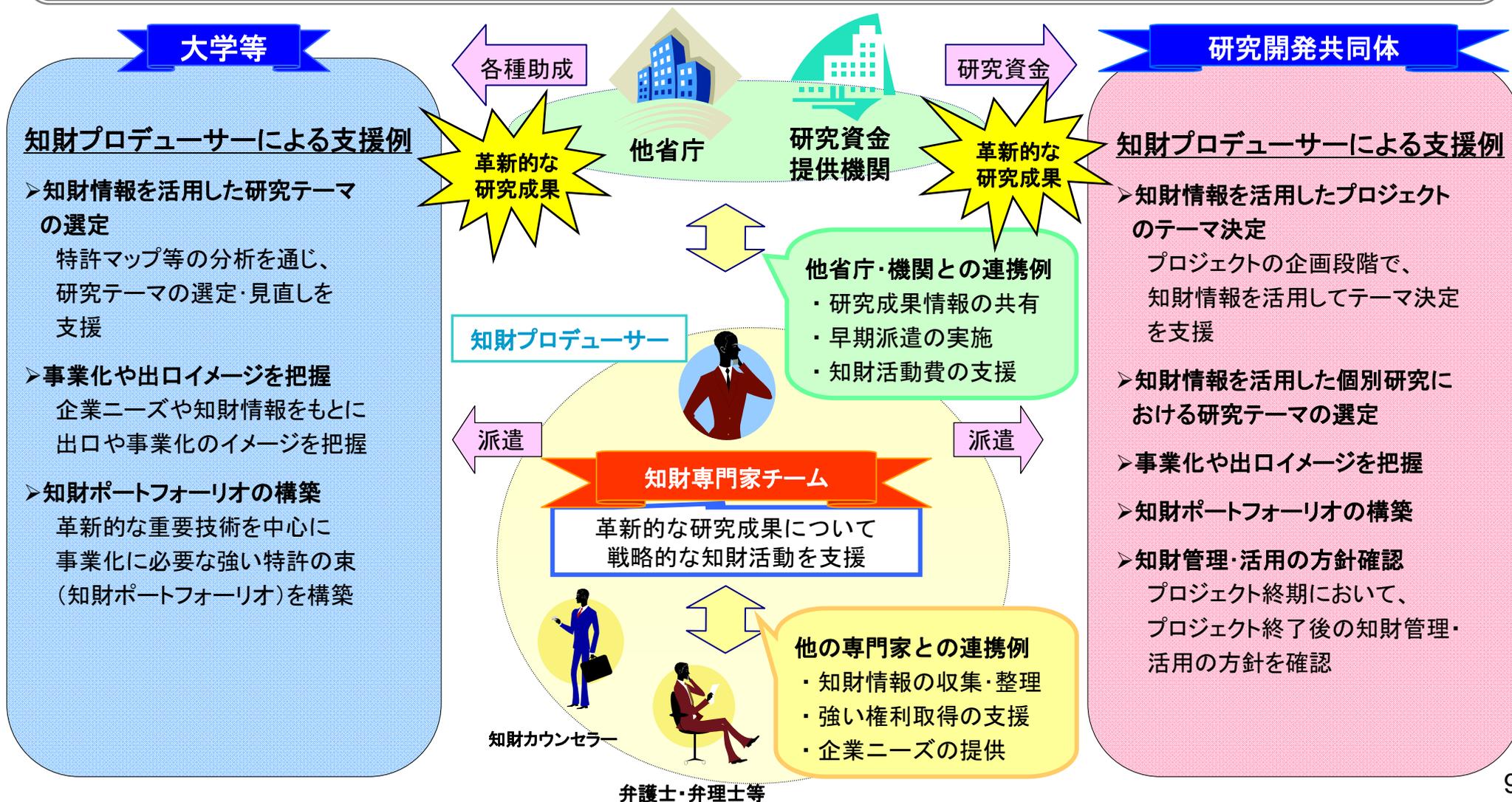
大学の知財管理・活用体制
構築に対する支援

大学間ネットワークを活用した裾野拡大

④-2: 大学間のネットワークを活用した知財活用支援 革新的な研究成果について戦略的な知財活動を支援

“知財プロデューサー”の派遣(大学や研究開発共同体等)

- 知財プロデューサーを大学や研究開発共同体に派遣して、革新的な研究成果について、知財の視点から出口・活用を見据えた戦略の策定支援を行う。

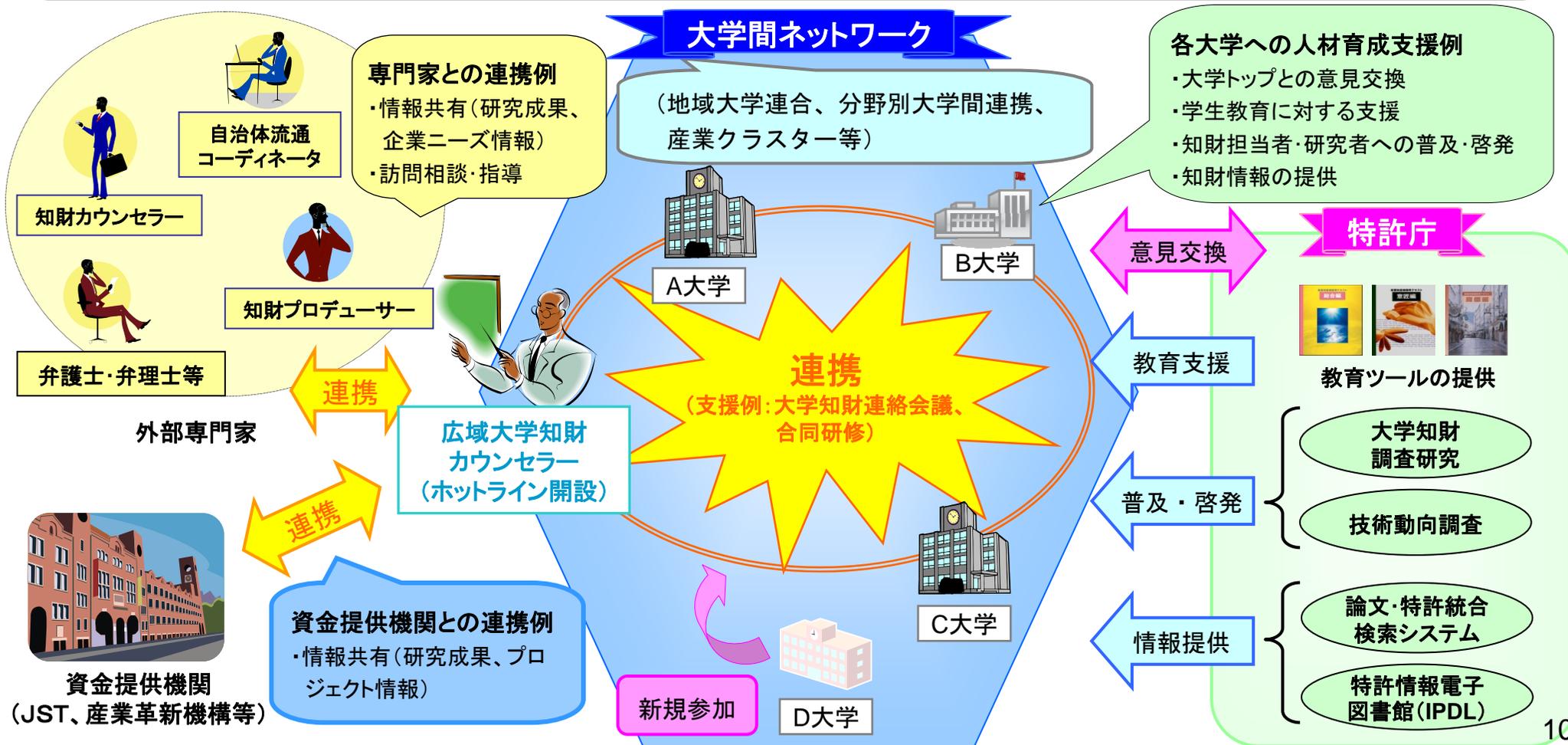


④-3: 大学間のネットワークを活用した知財活用支援 大学の知財管理体制構築に対する支援

“広域大学知財カウンセラー”の派遣

- 大学間のネットワークを活用し、知財に関する情報共有体制を構築するとともに、ネットワークの拡大により知財活動に取り組む中小規模大学の裾野拡大を図る。
- 大学の知的財産活動に関する問い合わせに対応する(ホットライン開設)。

大学トップ、知財担当者、研究者の各層の啓発と人材育成の強化



⑤-1: ユーザの利便性向上 (法制面からの支援) 知財活用の促進支援、中小企業、大学等に対する制度面の課題

知財活用の促進及び中小企業・大学等の知財活動の促進には、施策支援のみならず、制度面での支援も必要。

- 特許のライセンス制度の利便性向上が望まれている。
- 中小企業の海外展開の促進には、手続面の国際的な調和が望まれている。
- 大学・研究者等にとっても容易な出願手続が望まれている。

ライセンスを受けても、特許庁に登録しないと、特許権が移転した場合その特許を利用できなくなるおそれがある。



企業



大学

論文をベースに一刻を争って出願したい。

国内と海外とで手続が異なり煩雑。

知財活用の促進支援、中小企業、大学等に対する制度面の課題 特許制度小委員会で検討

特許活用の促進

- 登録対抗制度の見直し
ライセンス制度の利便性向上のため、登録対抗制度の見直しについて検討する。

ユーザーの利便性向上

- 特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和
手続面の国際調和について制度の検討を行う。ユーザーフレンドリーな手続の在り方、及び国際的な制度調和の観点から、特許法条約の主要項目のうち、「手続上のミスにより失効した特許権の回復」等の優先度の高いものについて検討する。
- 大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方
論文をベースに早急に出願を行っても、漏れのない強い権利を獲得可能とする、現行制度での対応可能性について検討する。

⑤-2: ユーザの利便性向上(法制面からの支援) 中小企業等幅広いユーザーを支援する方式的要件の緩和

- 特許法条約については、主要国・機関の多くは未加盟ではあるが、主な未加盟国における「特許法条約における方式的要件の緩和の主要項目」への対応状況は下表のとおりであり、手続面の調和が進んでいる。
- 諸外国と比較して、ユーザーにとって厳しいものとなっているとの指摘がある我が国の制度について、中小企業等幅広いユーザーを支援する観点から検討することが必要。

方式的要件の各国比較

※出願の3要素: 出願であることの表示、出願人の特定ができる／出願人と連絡が取れる表示、明細書と外見上認められる部分(言語自由)

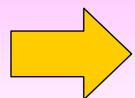
	米国	EPO	韓国	日本
出願日を認定するために最低限必要な事項	出願の3要素※、 +クレーム	出願の3要素※	願書、明細書、 クレーム	— (実態上は、願書、明細書、 クレームが出願日認定要件)
官庁が指定した期間の延長	○	○	△ (期間満了前のみ)	△ (期間満了前の拒絶理由通知に 対する応答のみ可)
期間徒過により失われた権利の回復	○	○	○	△ (特許料の追納、拒絶査定不服 審判請求等のみ可)
優先権主張の追加、訂正 又は優先権の回復	○	○	○	× (実務上、明らかな誤記と認めら れる場合の訂正以外は不可)

特許法上、いずれの要素が必要か規定がない。

期間が延長される機会は限定されている。

権利が回復される機会は限定されている。

手続に不備があった場合、優先権の利益を得られない。

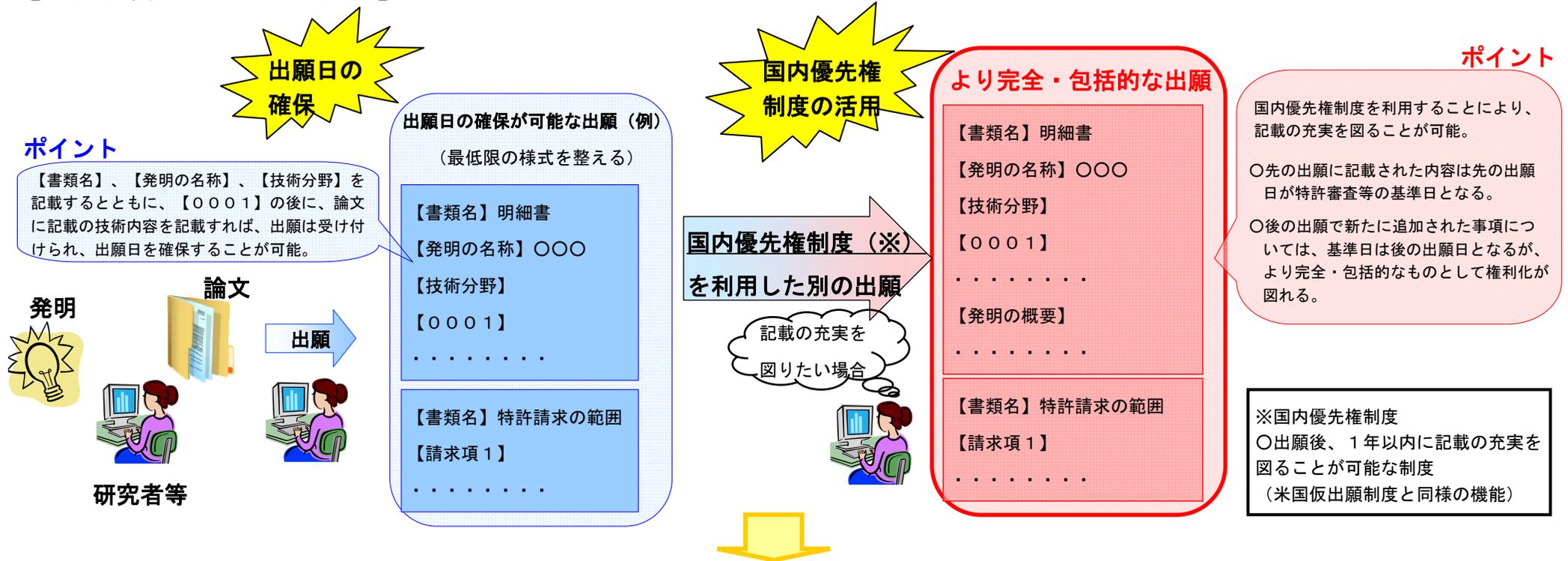


特許法条約における方式的要件の緩和の主要項目のうち、導入の優先度が高いもので、国内制度整備やシステム対応の観点から特許庁の対応が可能なものから、早期の実現に向けて検討を進めるべきではないか。

⑤-3: ユーザの利便性向上(法制面からの支援) 大学・研究者等にも容易な出願手続

■ 一刻も早く論文を発表したい中で、慣れない特許の様式に沿って書類を作成したり、特許請求の範囲を作成したりするのは時間がかかり、負担が大きいという声がある。

【現行制度での対応の可能性】



最低限の様式の準備、国内優先権制度の利用により、論文をベースに一刻を争って出願したいという声に応えることは可能

漏れのない強い権利を獲得するために

(1) 論文をベースに出願をした場合におけるリスクの注意喚起

最低限の様式のみを満たすことで、論文をベースに最低限の労力を出願をすることは可能であるが、あくまで方式上不備がないだけの出願であり、結果として十分な権利を確保できないリスク(新規事項の追加と判断されるリスク等)があることを十分認識する必要がある。

(2) 大学等に対する出願・権利化支援

出願・権利化支援体制が弱い大学等による、論文の早期発表と特許出願・権利化の両立を可能とするためには、産学連携機能の強化、大学のスタッフ及び弁理士等による人的支援、並びに、大学等に対する普及啓発活動の強化が重要ではないか。



- ✓ 中小企業等幅広いユーザーを支援する
知財制度の利便性向上、特許の活用促進
- ✓ 特許料金の見直し
- ✓ 国際的な制度調和

経済危機下におけるイノベーション促進への料金制度の多面的な検討



経済危機後の出願等の状況

- ・ 特許出願 ▲11% (H21.1- H21.12 対前年同期 40,000件減)
- ・ 審査請求 ▲11% (同 30,000件減)

出願件数等の減少要因として
①企業による出願等の厳選化、に加え
②不景気による影響
が考えられるが、本来必要な発明まで
絞り込まれているのではないかと推察される。

経済危機後のユーザの声

- ・ 景気、業績により予算が減れば、審査請求も絞らざるを得ない。審査請求料は特に高い。
- ・ 近年の経済状況から、審査請求を行えず、有望な発明を埋もれさせてしまうことがある。
- ・ 減免制度の減免額・期間の拡大、要件の明確化、申請手続きの負担軽減をして欲しい。

企業における知財活動費全体が減少している中、知財活動費の約6割を占める出願関連費用が負担になっていないかと懸念されている。

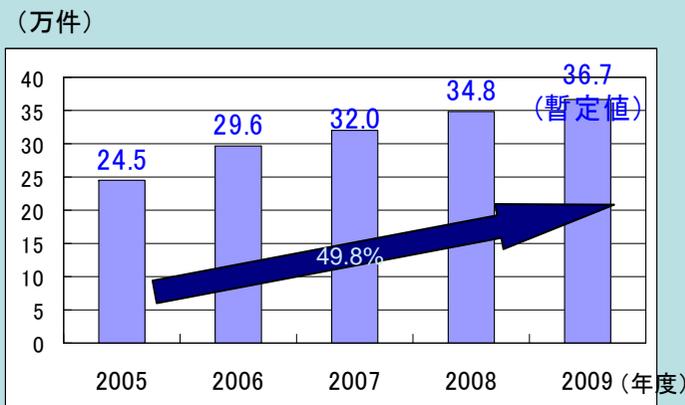
平成21年度 「我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する調査研究報告書」 知的財産研究所

特許関連の歳出の合理化状況

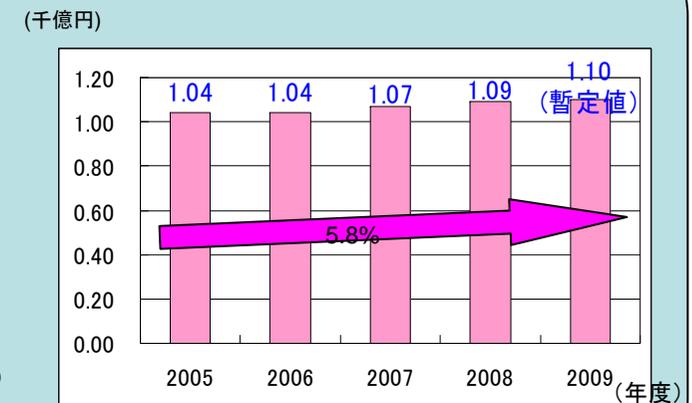
- ・ 特許審査の迅速化・効率化の取組みによる審査処理費用の低減や入札改革等による歳出の合理化が進み、今後特許料金の引下げが可能な見込み。

迅速化/効率化の取組み及び歳出の合理化により審査効率を改善

- 世界に先駆けたペーパーレス化
- 先行技術調査の外注拡大
- 任期付審査官の採用
- 国際的なワークシェアリング

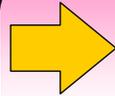


一次審査件数 (FA件数) の推移



歳出の推移

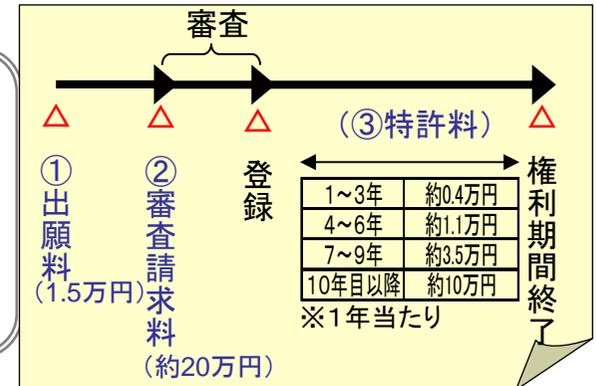
特許料金の現状と見直しの方向性



- これまで中長期的な収支見通しに基づき5年毎に料金見直しを行ってきた。
(前回料金改定：平成20年、前々回料金改定：平成15年)
- 経済危機後の出願等の状況を考慮して料金見直しを前倒しして行い、イノベーション促進の観点から特許料金を引下げることが適当ではないか。
- さらに、減免制度について、要件の明確化・申請手続き簡素化により、現況下における多面的なユーザーニーズに応えるべきではないか。

特許料金の考え方

- 特許料金は、出願料、審査請求料、特許料から構成され、行政サービスの利益を享受する者が費用を負担する受益者負担の原則の下、料金全体として特許業務に必要な経費を支弁するよう設定される。
- 具体的には、出願料、審査請求料は各手続きに対する手数料としての性格を有し、実費を勘案しつつも、出願奨励等の観点を踏まえ政策的に決定される。特許料は、特許行政全体の経費を補うべく決定される。



<参考> 近年の特許料金の改定

改定年	内 容	引き上げ率等
平成10年	後年度負担の重い特許料の累進構造を見直し、10年目以降の特許料を平準化するため特許料の引下げ。	10年目以降の特許料を81,200円+6,400円×請求項数に平準化
平成15年	特許出願における出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求行動の適正化のため特許出願料及び特許料の引下げ、審査請求料の引上げ。出願料から特許料までの総額は引下げ。	特許出願料 0.75倍 審査請求料 2.0倍 特許料(1~9年分) 0.5倍
平成20年	中長期的な収支見込みや利用者のニーズへ適切に対応するため、特許出願料、特許料の引下げ。	特許出願料：15,000円 特許料：平均12%引下げ

特許料金見直しの観点

料金引下げに際して考慮すべき要素

■出願料

企業における出願の厳選化の動きに影響し得るのではないか。

■審査請求料

請求件数が増加し、一時的に審査処理までの長期化を招くのではないか。

(現在、平成25年末時点におけるFA11ヵ月の目標達成に向けて、特許庁として鋭意努力しているところ)

■特許料

未利用特許の維持期間が長期化するのではないか。

各料金に対するユーザの声

■出願料

・「妥当と感じる」77% (高い:9%、安い:8%)※1

・出願料の引下げ※2により、出願件数は「変化なし」88% (増加した:7%) ※3

■審査請求料

・「高いと感じる」75% (妥当:20%、安い:1%) ※1

・審査請求料の引上げ※4により、審査請求件数は「変化なし」69% (減少した:21%) ※3

■特許料

・「妥当と感じる」54% (高い:35%、安い:5%) ※1

・特許料の引下げ※5により、特許権の維持期間は「変化なし(予測)」70% (長くなる(予測):27%) ※3

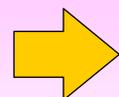
※1:平成20年度「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」知的財産研究所(総回答数461)

※2:2.1万円→1.6万円(平成15年改正)

※3:平成19年度 アンケート調査 特許庁(総回答数245)

※4:約10万円→約20万円(平均的な出願)(平成15年改正)

※5:1~9年目の特許料を80~40%引下げ(平成15年改正)

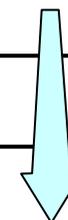


料金引下げをイノベーションの促進へ効率的に繋げるべく、これまでの料金改正の考え方や引下げに際し考慮すべき要素を勘案しつつ、ユーザニーズを踏まえた重点化を行うべきではないか。

料金見直しの方向性

■出願料、審査請求料、特許料の各料金を引下げるにあたり、これまでの料金改定の考え方、料金引下げに際し考慮すべき要素を踏まえ、どのような観点を重視すべきか。

見直しの観定の例	出願料	審査請求料	特許料
各料金のバランス維持	引下げ	引下げ	引下げ
発明の権利化の奨励	現状維持	引下げ	引下げ
		引下げ	現状維持
		引下げ	引上げ
特許権利用による収益向上	現状維持	現状維持	引下げ



《再掲》特許料金の考え方等

■原則

特許料金は、出願料、審査請求料、特許料から構成され、行政サービスの利益を享受する者が費用を負担する受益者負担の原則の下、料金全体として特許業務に必要な経費を支弁するよう設定される。

■引下げに際し、考慮すべき要素

- ①出願料：企業における出願の厳選化の動きに影響し得るのではないか。
- ②審査請求料：請求件数が増加し、一時的に審査処理までの長期化を招くのではないか。
- ③特許料：未利用特許の維持期間が長期化するのではないか。

中小企業等に対する特許料金減免制度の拡充の検討

現在の減免制度の概要

対象	減免規模	要件	証明書類	根拠法律
資力に乏しい個人	審査請求料:免除 特許料(1~3年):免除	生活保護を受けている または 市町村民税が課されていない	生活保護を受けていることを証明する書類、 市町村民税(非)課税証明書	特許法
	審査請求料:半減 特許料(1~3年):3年間猶予	所得税が課されていない	納税証明書、源泉徴収票	特許法
資力に乏しい法人	審査請求料:半減 特許料(1~3年):3年間猶予	資本金3億円以下 法人税又は事業税が課せられていない	納税証明書、定款、株主名簿、 職務発明であることを証明する書面 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料:半減 特許料(1~3(一部6)年):半減	試験研究費比率が売上の3%超 中小企業新事業活動促進法による認定 等	試験研究等比率の証明、従業員数の証明(雇用保険 等の写し)、資本金 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料:半減 特許料(1~3年):半減	職務発明であること 等	職務発明認定書、大学等が権利承継を受けた証明 等	産業技術力強化法 等

減免制度について、ユーザの声

現在、個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、一定の要件を満たした場合に、審査請求料と特許料について減免、猶予の措置※を講じているところ、以下のようなユーザの声が挙がっている。

■評価する意見

- ・現在の減免制度は「適切である」37%（対象者が少ない:18%、減免額が少ない:20%）
- ・経済的弱者を保護している減免制度は、良い制度だと思う。
- ・減免制度により、大変出願し易くなる。

■改善の要望

- ・要件(適用基準)の明確化: 「試験研究費比率が売上の3%超」の具体的内容は難解で、自社が該当するか不明。
- ・証明書類作成の負担軽減: 証明書類を作成するだけのマンパワーがない。
- ・申請回数の低減: 審査請求、特許料の納付、請求項が増える補正、の各手続き毎の申請は負担が大きい。
- ・減免期間等の拡大: 出願料や4年目以降の特許料についても減免して欲しい。
: 登録の1-3年の(減免措置は)意味がない。代理人を使うと費用が発生しマイナスになる。
- ・減免対象の拡大: 中小企業全般に減免対象を拡大して欲しい。

平成21年度 「我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する調査研究報告書」 知的財産研究所
(総回答数311 :大企業105、中小企業123、大学等80、不明3)

※:<参考1> 中小企業・大学等に対する特許料金減免制度の現状 参照

減免制度拡充の方向性①

- 減免制度は一定程度評価されているものの、更なるイノベーション促進の観点から、ユーザの要望を踏まえ、各国の減免制度※も参考にしつつ、減免制度の見直しを行うべきではないか。
- 減免制度の見直しに際しては、申請手続き・証明書類作成の手続き簡素化や減免期間の延長・減免額の拡大等、現行制度の改善に加え、減免対象の拡充可能性を検討するべきではないか。

※:<参考2>各国の減免制度 参照

減免制度の拡充の方向性

① 申請手続き・証明書類作成負担の軽減

- 証明書類作成の負担緩和の観点から提出すべき証明書類の簡素化が必要ではないか。
- 申請書の提出回数は、一出願につき一度で充分とすべきではないか。
(現在は審査請求や特許料納付等、手続き毎に申請書の提出が必要。証明書類は内容に変更が無ければ手続き間での援用は可能。)
- 申請手続きが煩雑との指摘が度々なされていること、制度改善によって申請件数の増加が見込まれることを踏まえれば、要件の事前確認を廃し、事後的なサンクション(差額納付、無効理由)を導入することも検討する余地があるのではないか。

② 減免期間の延長 等

- 減免要件を満たす出願人が減免制度を活用しやすくするため、減免期間の延長・減免額の拡大をすべきではないか。

減免制度拡充の方向性②

減免制度の拡充の方向性

③ 減免対象の拡大

- 「資力に乏しい法人」における「法人税が課されていない」※や「研究開発型中小企業」における「研究開発要件」※という減免対象要件を見直し、減免対象を中小企業全般に拡大すべきか。

※<参考1> 中小企業・大学等に対する特許料金減免制度の現状 参照

考慮すべき観点

■ 減免制度の基本的考え方

現行減免制度は、「資力に乏しい」者、又は、「頑張る中小企業」を支援するとの方針に基づき、減免対象者が設定される。

■ 特許料金の考え方と減免制度

特許料金は、特許業務全体の収支が相償し、受益者が経費を負担するべく設定されるが、減免制度の利用者と非利用者との間の負担の公平性を考慮し、対象者、減免期間及び減免額が設定される。

<参考1> 中小企業・大学等に対する特許料金減免制度の現状

減免制度の概要(再掲)

対 象	減免規模	要 件	証 明 書 類	根 拠 法 律
資力に乏しい個人	審査請求料:免除 特許料(1~3年):免除	生活保護を受けている または 市町村民税が課されていない	生活保護を受けていることを証明する書類、 市町村民税(非)課税証明書	特許法
	審査請求料:半減 特許料(1~3年):3年間猶予	所得税が課されていない	納税証明書、源泉徴収票	特許法
資力に乏しい法人	審査請求料:半減 特許料(1~3年):3年間猶予	資本金3億円以下 法人税又は事業税が課せられていない	納税証明書、定款、株主名簿、 職務発明であることを証明する書面 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料:半減 特許料(1~3(一部6)年):半減	試験研究費比率が売上の3%超 中小企業新事業活動促進法による認定 等	試験研究等比率の証明、従業員数の証明(雇用保険 等の写し)、資本金 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料:半減 特許料(1~3年):半減	職務発明であること 等	職務発明認定書、大学等が権利承継を受けた証明 等	産業技術力強化法 等

減免対象、利用の拡大に向けた取組

実施時期	対 象	内 容
平成12年1月	資力に乏しい法人	特許料、審査請求料(新設)
平成12年4月	研究開発型中小企業	特許料、審査請求料(新設)
	大学・大学研究者	特許料、審査請求料(新設)
平成16年4月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立5年以下→10年以下)
	公設試験研究機関 等	特許料、審査請求料(新設)
平成18年8月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立10年以下→撤廃)

➤ 各種説明会やセミナーなど、あらゆる機会を通じて減免制度を紹介。特に、実務者向けの説明会や中小企業等へ直接訪問して制度説明する際には減免制度の手続き等を詳細に説明。

➤ 減免制度を紹介したパンフレットを平成17年度以降、延べ約130万部配布するなど、近年減免制度を強力にPR。

減免利用実績

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人・中小企業	1,522件	3,739件	4,553件	5,342件	6,348件	6,115件
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	196件	1,275件	1,813件	2,951件	3,846件	4,164件

➤ 減免制度の利用拡大に向けた取組みにより、利用実績は増加傾向にある。



<参考2> 各国の減免制度

	対象者	対象料金	減額規模	事前の申請が必要か否か
米国	・個人 ・中小企業(関連会社を含め500人以下) ・非営利団体(大学等) ＜大企業等にライセンス等を実施・実施予定のものは除く＞	出願料・調査料・審査料・審判請求料・年金等	50%	不要。 ただし、裁判所にて不誠実に減免制度を利用したと判断されると、権利行使が不能。
EPO	減免制度無し			
英国	減免制度無し			
ドイツ	個人(出願料等の納付が不可能である証拠の提出が必要)	出願料・サーチ料・審査料・年金等	手続き費用の法的扶助を受ける。	必要
フランス	・自然人 ・非営利教育・研究機関 ・小規模・中規模事業者(従業員1000人以下で、25%以上の資本を所有する企業が無い)	出願料・調査料・5年目までの年金	50%	不要。 ただし、制度を悪用した場合、料金の10倍額を上限に過料が課される。
		6・7年目の年金	25%	
中国	資力に乏しい個人	出願料・審査請求料・拒絶査定不服審判・3年目までの年金等	85%(不服審判は80%)	必要
	資力に乏しい法人		70%(不服審判は60%)	
韓国	生活保護者、法律登録障害者、学生(院生は除く)、19歳未満	出願料・審査請求料・審判請求料・3年目まで年金等	全額免除	必要(70%減免の個人は不要)
	個人、従業員数及び資本金・売上が所定の範囲以下の中小企業		70%減免	
	中小企業と共同出願をした大企業、公共研究機関、国家自治体等が1/2以上出資した法人・団体		50%減免	



- ✓ 中小企業等幅広いユーザーを支援する
知財制度の利便性向上、特許の活用促進
- ✓ 特許料金の見直し
- ✓ 国際的な制度調和

- グローバル化が本格的に進む中、我が国企業が持つ高い技術力を国際競争力につなげていくためには、**知財が世界中でシームレスに、かつ、高いレベルで保護されることが重要。**
- このため、先進国間における取組と途上国の取組の両方を同時に進めることが必要。

先進国間での制度調和や円滑な特許取得の実現

課題:

- 先進国間で制度・運用にバラツキあり
- 審査待ち期間の長期化
- 他国特許庁との重複審査による非効率性

取組の方向性:

我が国が主導して制度調和の議論を促すとともに、ユーザーの利便性向上のための実務面での調和を進める。

開発途上国における知財保護の底上げ

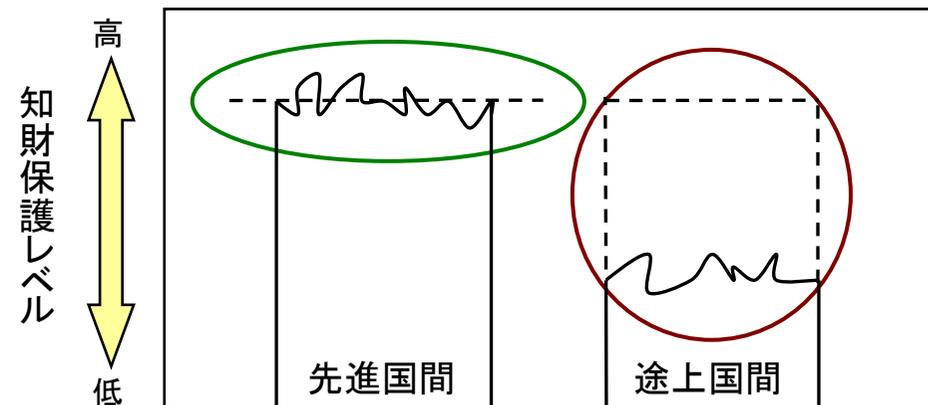
課題:

- 模倣品の流通
- 審査の質の低さや手続の不透明さ
- 知的財産分野の人材不足
- 情報システムの導入の遅れ
- 部分的に不備のある制度

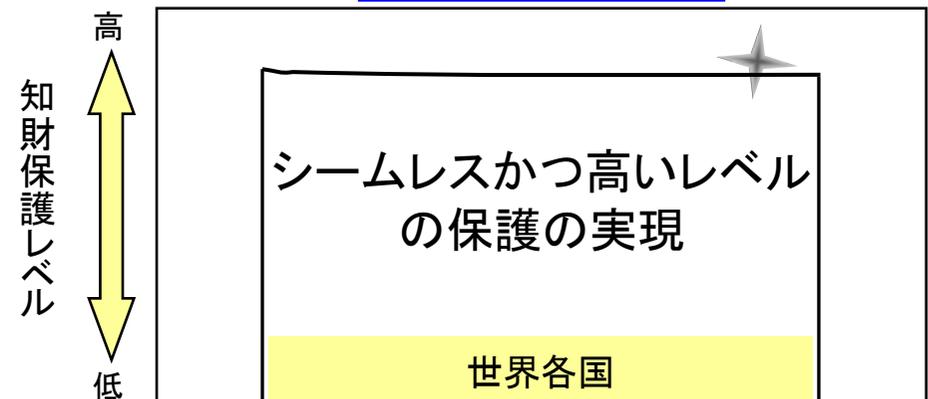
取組の方向性:

我が国企業等のアジア・新興国進出を後押しするため、これら地域における知財制度・運用の向上を図る。

現状イメージ



目指すべき将来イメージ



先進国間での制度調和や円滑な特許取得の実現に向けた方向性

■ 我が国が率先して制度調和の議論を促すとともに、ユーザーの利便性向上のため実務面での調和を進める。

視点 1 :
制度調和に向けた国内法改正の検討

効果:
・国際的に停滞しつつある制度調和の議論の活性化
・法改正によるユーザーの利便性向上

具体的な取組

- 制度調和の主要項目の一つであり我が国特許法上の扱いが調和の方向性に合致していない「グレースピリオド」について、その在り方を検討
- 特許法条約(PLT)との整合に向けた方式的要件の緩和について検討
→ 特許制度小委員会で検討

視点 2 :
特許審査ハイウェイの拡大と利便性向上

効果:
【出願人】迅速な権利化、コスト削減等の利便性向上
【特許庁】他庁審査結果の利用、各国の運用に関する相互理解の深化

具体的な取組

- 対象国／範囲の拡大
- 申請要件・様式の共通化
- 結果分析を通じた各国の運用の理解

視点 3 :
審査運用面での調和と情報システムの整備・データ標準化

効果:
【出願人】予見性の向上
【特許庁】制度調和に向けたハード・ソフト両面での土台の構築

具体的な取組

- 各国との審査官協議
- 審査結果への共通アクセス基盤（ワンポータルドシエ）の構築
- 共通出願様式、優先権書類交換のデータ標準化

制度面・運用面での国際的な調和

視点1: グレースピリオドの在り方についての検討

- グレースピリオドとは、発明の新規性喪失の例外規定(特許法第30条)に基づく、発明の公表から特許出願までの6か月の猶予期間。
- 特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けることができないのが原則であるが、発明者にとって酷な場合もあり、また産業の発達への寄与という特許法の趣旨にも反することとなりかねないことに対する救済措置として設けられている。
- 特許制度調和の議論において主要項目の一つとして挙げられているが、制度調和に向けた議論は停滞している。

② 猶予期間

12月

先発明主義

米国

特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)では、**グレースピリオド**の調和、米国の**先願主義**への移行を含む各国の妥協案パッケージを作成する議論が行われていたが...

米国と欧州の対立
議論停滞...

制度調和の議論
活性化が必要!

6月

先願主義

欧州

中国

日本

韓国

博覧会
展示

学会
発表

刊行物
出版

本人の
公表全て

制限
なし

① 救済の対象

検討の視点

- グレースピリオドを出願人にとってより使いやすい制度とすることと、第三者との関係での権利の安定性を、どうバランスさせるか。
- 諸外国の動向を勘案しつつ、我が国が現時点で国内法制度の検討を行うことにより、停滞している国際的な制度調和の議論を活性化できるか。
- 一方で、今後の国際交渉での発言力を維持するために、国際交渉に影響する事項については、我が国が単独で法律改正を行うことには、慎重であるべきではないか。

➤ 特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)で議論されている主要項目と日米欧の相違

先進国会合(B+会合)で議論されている主要項目	第三者の法的安定性を重視 欧州※1	日本	発明者の利益を重視 米国	米国特許改革法案 2009※2
先願主義			先発明主義	先願主義
ヒルマードクトリン廃止			ヒルマードクトリンあり	ヒルマードクトリン廃止
宣言不要／12か月の グレースピリオド	宣言要／6か月(博覧会の 展示等、限定的)	宣言要／6か月(刊行物、 学会発表等も対象)	※3	※4
先使用权	発明者から知得して実施し た者にも認める	独自発明者の実施のみ	独自発明者の実施、かつ ビジネス方法のみ	
18か月全件公開			国内のみの出願は例外	

注：
制度調和の方向と合致
国内制度との調整が
必要となる可能性あり

(※1) 欧州は各国が決定権を有しており、調整が難航。

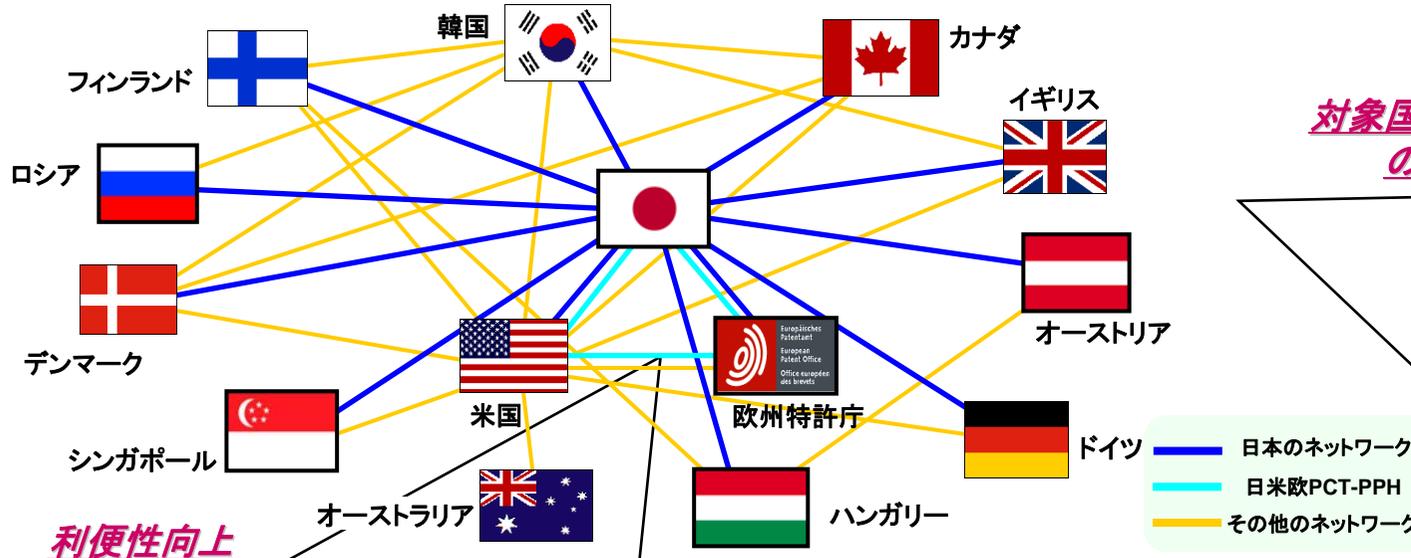
(※2) 米国特許改革法案2009
グローバル化の進展に伴い、制度を世界のベストプラクティスに合わせる動き。パテントロール対策も背景。
・先願主義への移行
・ヒルマードクトリンの廃止 など。

(※3) ただし、先願主義の下でのグレースピリオドが救済措置であるのに対して、先発明主義の下でのグレースピリオドは出願促進策であり、その趣旨は異なる。

(※4) ただし、出願前の1年以内に、第三者によって同発明の内容が公知になるか、同内容についての出願がなされた場合であっても、本人が第三者の公表または出願の前に、同発明を公表していた場合、同発明について新規性を否定されず、先発表者により有利な制度となっている。

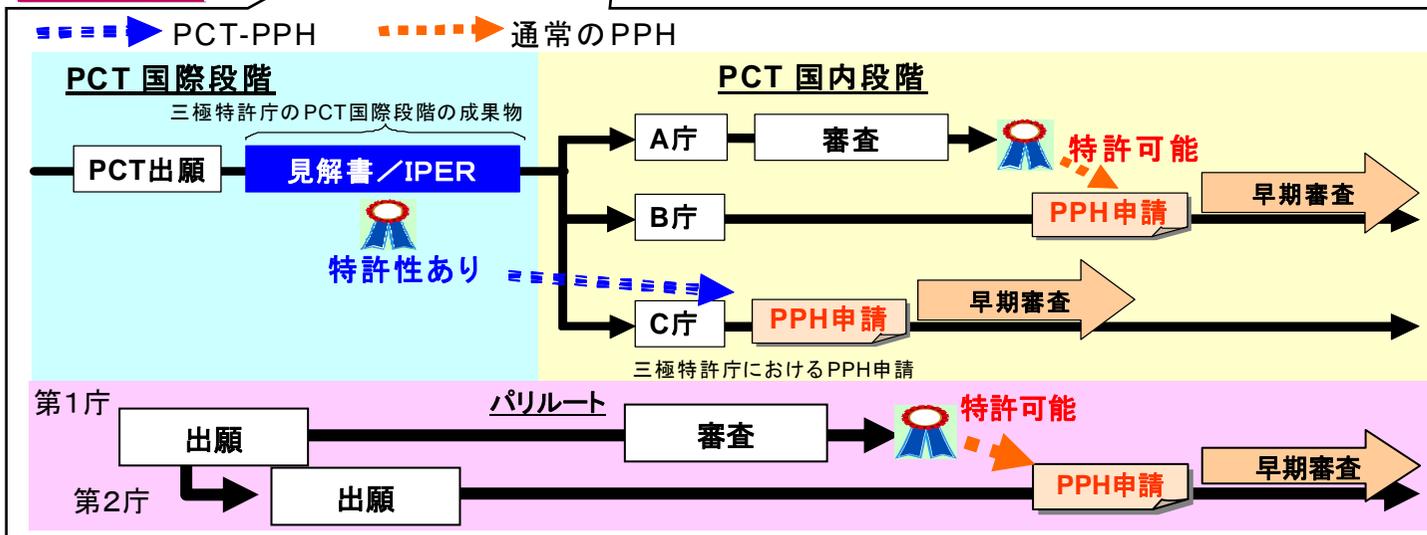
視点2: PPHの拡大と利便性の向上

- 2006年の日米間で開始して以降、日本は**12か国・機関**とPPHを実施。日米欧では、**PCT国際段階の成果物**を利用した、より利便性の高いスキーム（**PCT-PPH**）を試行。
- 今後、**日本人の出願件数が多い国**や**PCTの国際調査機関**等への拡大を目指すとともに、更なる利便性向上を図る。



日本人の出願件数（2007年）

米国	78,794
中国	32,870
EPO	22,889
韓国	18,100
台湾	11,032
ドイツ	3,782
カナダ	2,265
香港	1,924
豪州	1,747
シンガポール	1,306



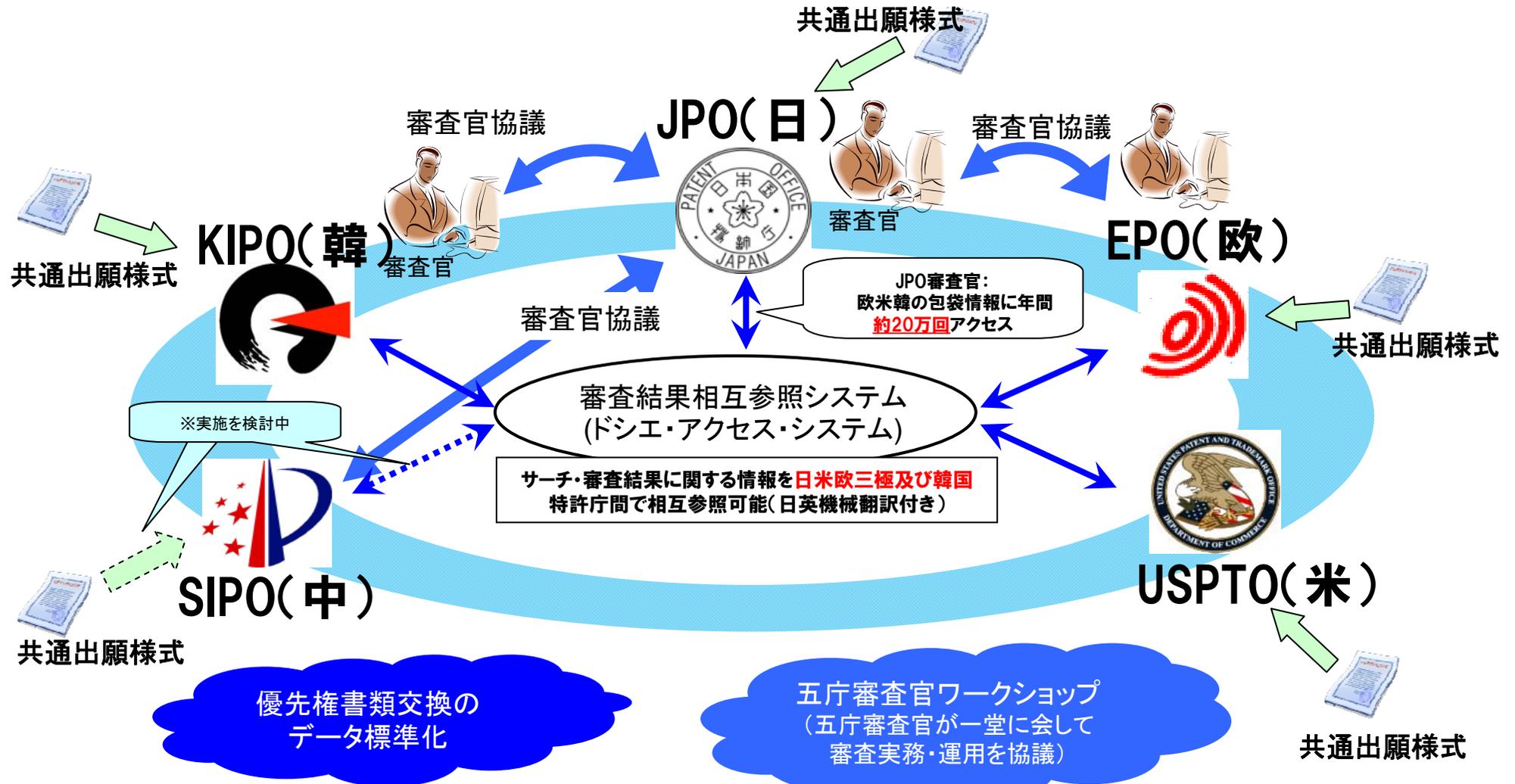
PCTの国際調査機関

- ・オーストリア
- ・豪州
- ・カナダ
- ・中国
- ・EPO
- ・スペイン
- ・フィンランド
- ・韓国
- ・ロシア
- ・スウェーデン
- ・米国
- ・北欧特許庁
- ・インド
- ・ブラジル
- ・エジプト
- ・イスラエル

※赤字は日本とのPPH締結国

視点3: 審査運用面での調和と情報システムの整備・データ標準化

- 審査実務・運用に関する審査官同士の協議や、他国のサーチ・審査結果を審査官が自発的に利用可能な環境の整備により、審査協力を促進。



開発途上国における知財保護の底上げに向けた方向性

■ 我が国企業等のアジア・新興国進出を後押しするため、これら地域における知財制度・運用の向上を図る。

視点 4 :
 手続きの簡素化・共通化
 権利取得の容易化

効果:
 出願人のコスト削減

具体的な取組

- 審査協力の推進
- AIPNの普及
- APECでの特許審査結果活用のための手続共通性向上の推進

視点 5 :
 知財の重要性の認識強化・
 知財人材育成

効果:
 知財保護意識の向上と権利
 行使の実効性担保

具体的な取組

- WIPO・E-SPEEDデータベース構築（日本提案）
- WIPOアフリカ・後発開発途上国ファンドの活用
- APECでの人材育成機関間協働の推進

視点 6 :
 制度・運用の透明性向上

効果:
 出願人にとっての予見性向上と
 審査関連情報の取得容易化

具体的な取組

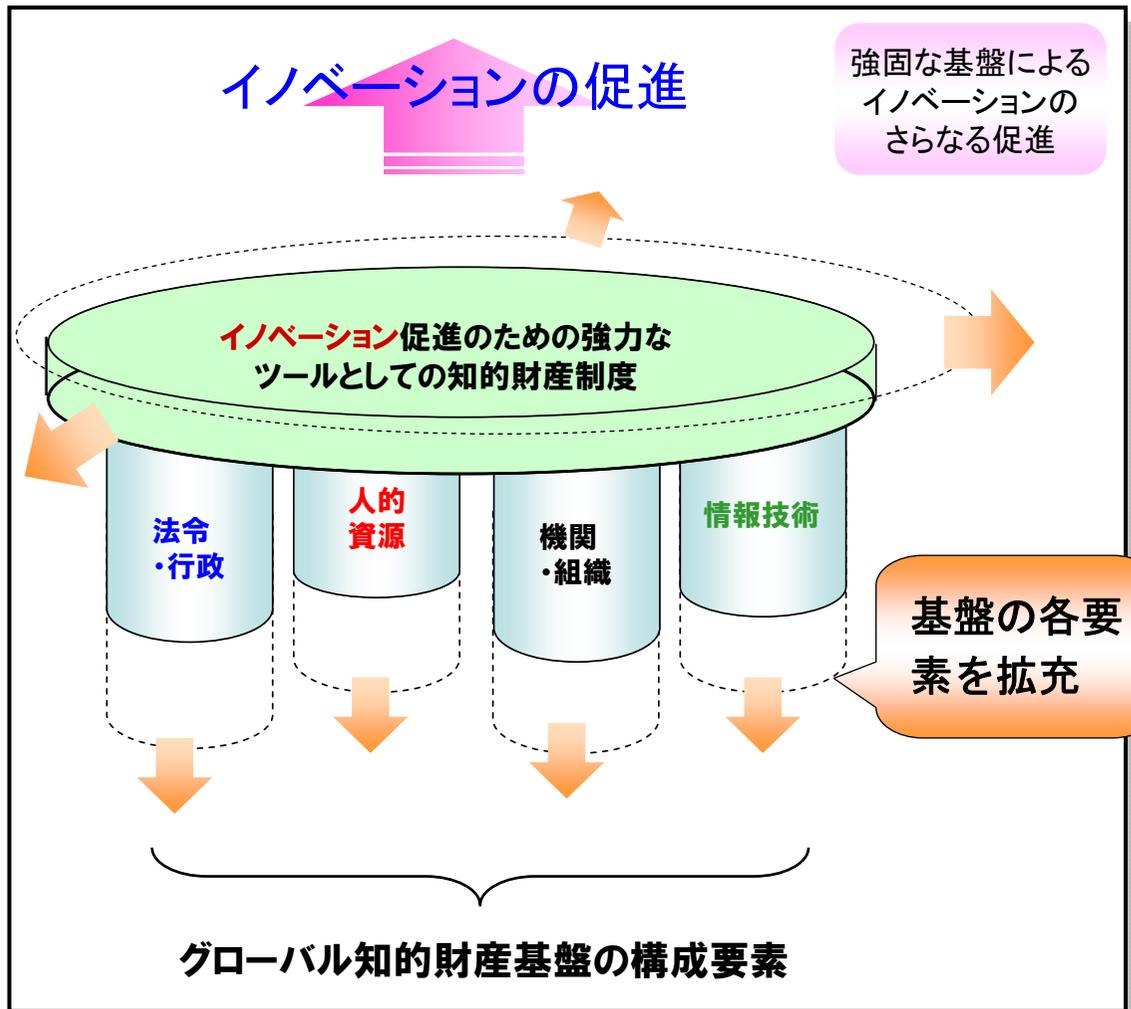
- 法制度に関する各種働きかけ
 - 経済連携協定交渉
 - 個別意見提出（中国等）等
- IPDL, 出願経過閲覧システム構築
- 公報等のデータ交換
- APECでの知財IT環境構築の推進

地球規模の知的財産基盤の確立

知的財産基盤の確立に向けたAPECでの取組

- 我が国は、「イノベーション促進のための地球規模知財基盤構築」の考え方を打ち出し、昨年の閣僚会議共同声明においても、その重要性が確認されている。
- 今後は、基盤となる要素をそれぞれバランスよく拡充するべく、具体的な取組を提案・実現していく。

イノベーション促進のための地球規模知財基盤構築



我が国からの具体的提案

視点4に対応

他庁審査結果利用の促進

他庁の審査結果の利用を促進することによって、APEC域内の特許庁における特許審査の効率化及び高品質化を目指す。

視点5に対応

知財人材育成機関間の協働

APEC域内の知財人材育成機関の間の協働を促すことで、域内においてより効率的かつ効果的な知財人材育成の実現を目指す。

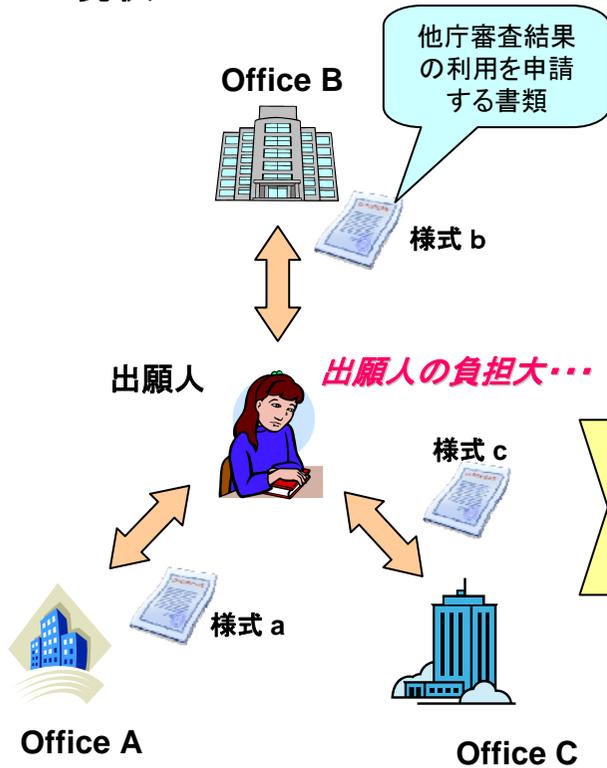
視点6に対応

グローバルな知財IT環境の構築

他庁の特許文献や審査結果情報等のITネットワークを通じた共有を進めることで、行政手続きの効率化と出願人の利便性向上を図る。

視点4:APECにおける我が国の取組①(他庁審査結果利用の促進)

現状



- 他庁審査結果を利用した審査を申請するための様式は各特許庁ごとに異なる。
- 出願人は、申請のために必要となる情報、様式を独自に収集する必要がある。

APECで合意済みの提案



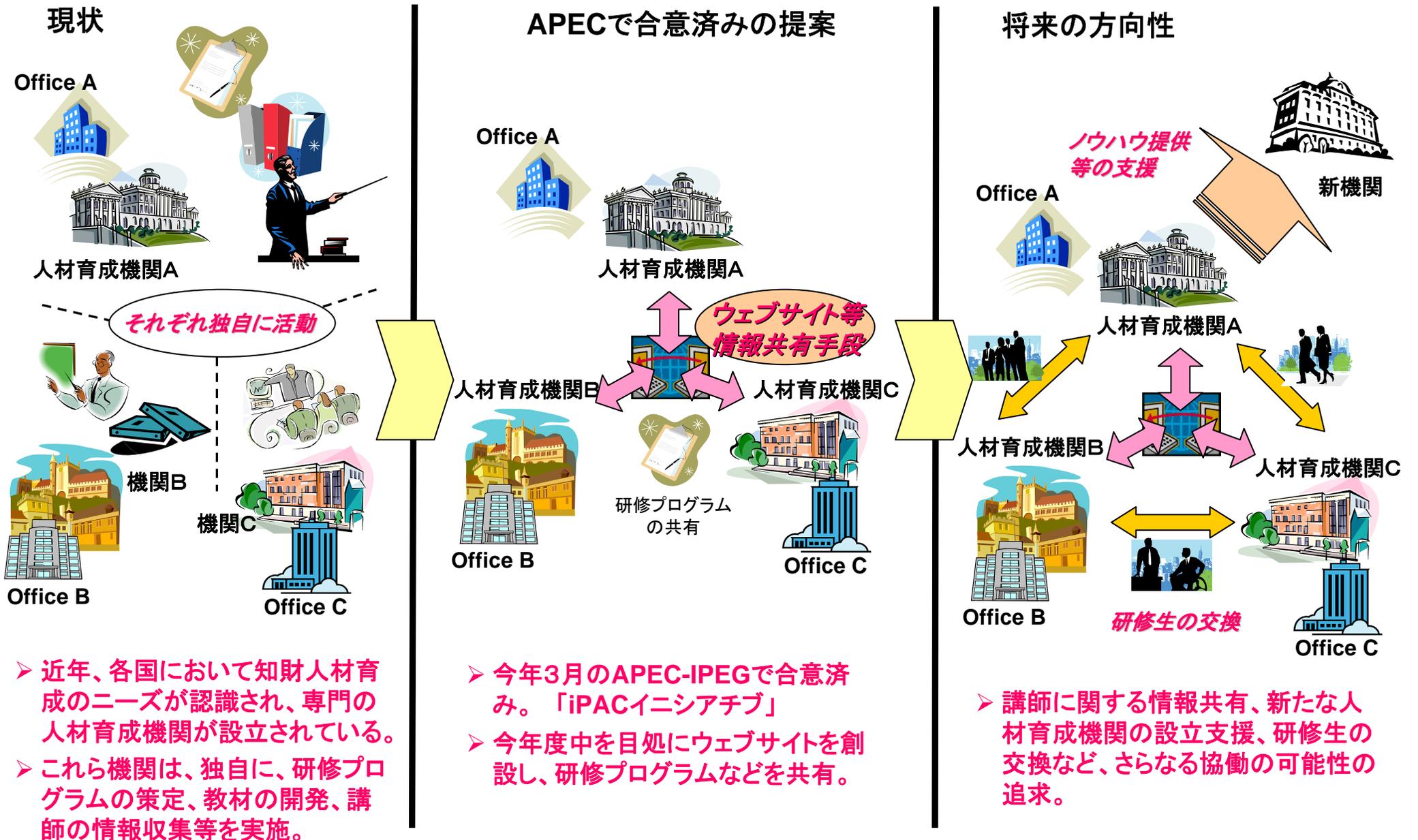
- 今年3月のAPEC知財専門家会合 (IPEG)で合意済み。「特許取得イニシアチブ」。
- 今年度中を目処にウェブサイトを創設し、他庁審査結果利用申請様式をワンストップで提供。

将来の方向性

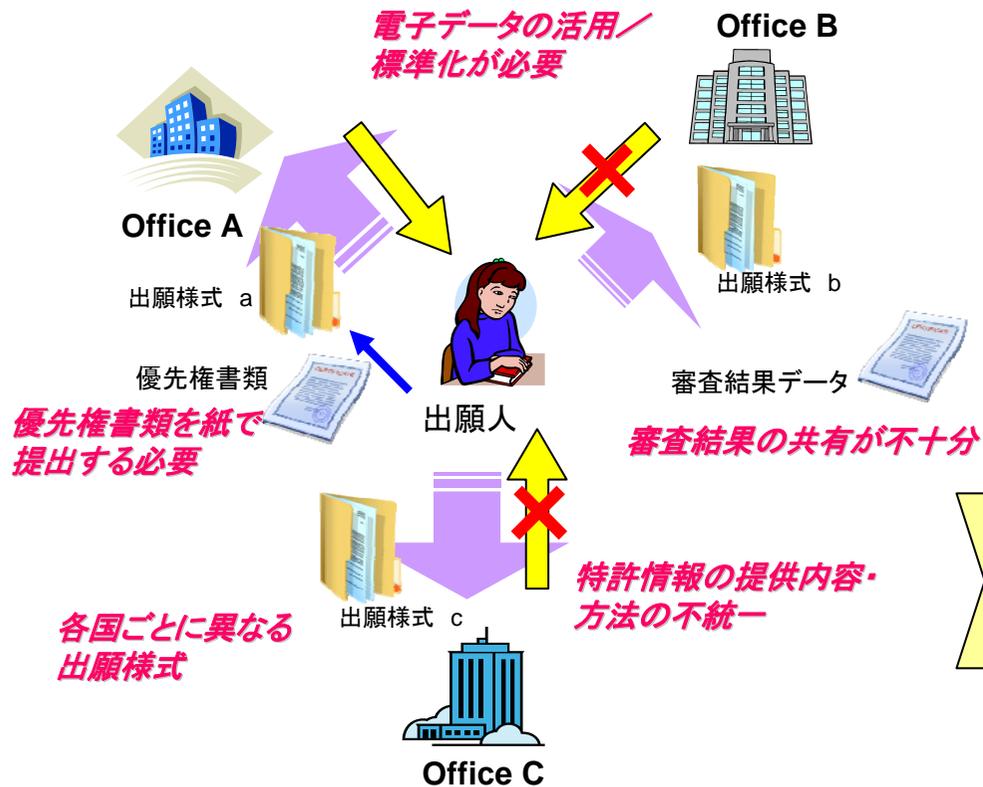


- 各国の様式を研究し、様式の共通性の向上を図る。
- 審査結果の相互利用の促進、修正実体審査・相互承認の導入等、特許取得の更なる迅速化を目指す。

視点5:APECにおける我が国の取組②(知財人材育成機関間の協働)

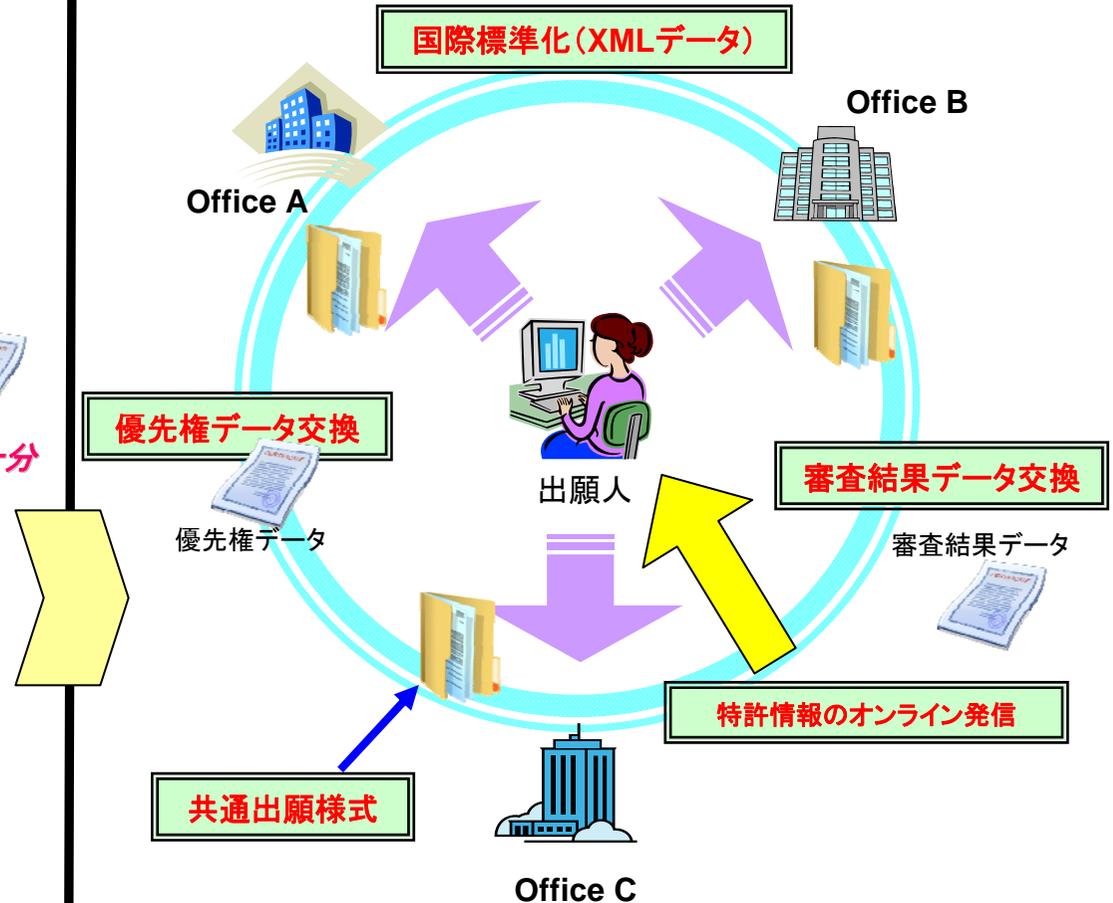


現状



- 審査システムや文献データベース等の個別の特許庁内における情報化は進みつつあるが、情報技術ネットワークを活用した各庁の情報資源の有効利用はまだ不十分であり、改善の余地あり。

将来の方向性



- 今年3月のAPEC-IPEGで発表済み。
- 情報技術ネットワークを活用した行政手続の効率化と出願人の利便性向上を目指す。